

健康福祉部

議案第53号 令和7年度大津市国民健康保険事業特別会計

補正予算（第4号）について

それでは、議案第53号、令和7年度大津市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について御説明いたします。

議案書の11ページをお願いいたします。

このたびの補正につきましては、事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ8億1千720万8千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ327億9千208万7千円とし、直営診療施設勘定につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1千68万1千円とするものです。

それでは、補正内容の主なものについて、令和7年度大津市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）歳入歳出補正予算事項別明細書により、御説明いたします。

まず、歳入から御説明いたします。

216ページをお願いいたします。

款1国民健康保険料は、国民健康保険料の収入見込みによる補正

です。

款 2 使用料及び手数料、項 1 手数料は、督促手数料等の収入見込みによる補正です。

款 3 国庫支出金は、システム改修に係る国からの補助金について歳入科目が確定したことに伴う補正です。

款 4 県支出金、項 1 県補助金、目 1 県補助金は、地方単独事業である福祉医療費助成事業の実施に伴い保険給付費が波及して増加する分について、国庫による公費負担が減額調整されることに対して県から交付される補助金の補正です。目 2 保険給付費等交付金、節 1 保険給付費等交付金（普通交付金）は、交付対象となる療養給付費等の保険給付に必要な費用の全額が県から交付されるもので、保険給付に必要な費用の見込みによる補正です。

218 ページをお願いいたします。

節 2 保険給付費等交付金（特別交付金）は、市町村の財政状況や市町村が実施する事業等に応じて交付されるもので、国からの補助金について歳入科目が確定したこと及び収入見込みの精査による補正です。

款 5 財産収入は、国民健康保険財政調整基金の運用利子収入の確定による補正です。

款 6 繰入金、項 1 一般会計繰入金、目 1 一般会計繰入金、節 1 保険料軽減分保険基盤安定繰入金から節 7 産前産後保険料繰入金までは、収入見込みの精査による補正です。節 8 その他一般会計繰入金は、保険料減免制度による保険料の不足分の他、福祉医療費助成事業の実施に伴い保険給付費が波及して増加する分について、国庫による公費負担が減額調整されることに対する補填や、直営診療施設勘定への繰出金の財源として繰り入れるもので、収入見込みの精査等による補正です。項 2 基金繰入金は、国民健康保険財政調整基金からの繰入金を受け入れるものです。

款 7 繰越金は、前年度の決算剰余金です。

220 ページをお願いいたします。

款 8 諸収入、項 1 延滞金、加算金及び過料、項 2 雑入の各目は、収入見込みの精査による補正です。

続きまして、歳出について御説明いたします。

222 ページをお願いいたします。

款 1 総務費、項 1 総務管理費から項 3 運営協議会費までの各目は、いずれも執行見込みの精査による補正です。

款 2 保険給付費、項 1 療養諸費、224 ページをお願いいたします。項 2 高額療養費、及び項 4 諸給付費の各目は、いずれも執行見

込みの精査による補正です。

款4 保健事業費、項1 保健事業費、目1 疾病予防費、説明欄1 から3までは、いずれも執行見込みの精査による補正です。

226 ページをお願いします。

款5 基金積立金は、歳入額の精査による補正です。

款6 諸支出金は、直営診療施設勘定の執行見込みの精査による補正です。

続きまして、直営診療施設勘定について御説明いたします。

まず、歳入から御説明いたします。

234 ページをお願いいたします。

款1 診療報酬、項1 診療報酬の各目は、それぞれ、収入見込みの精査による補正です。

款2 使用料及び手数料は、収入見込みの精査による補正です。

款3 繰入金は、歳出の執行見込みの精査による補正です。

款4 繰越金は、前年度の決算剰余金です。

続きまして、歳出について御説明いたします。

236 ページをお願いいたします。

款1 診療施設費、項1 葛川診療所費、目1 管理費は、施設管理等の診療所運営に要する経費で、執行見込みの精査による補正です。

目 2 医業費は、診療に係る医薬材料費等に係る経費で、執行見込みの精査による補正です。

以上で、議案第 5 3 号、令和 7 年度大津市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）の説明とさせていただきます。

御審査賜りますようよろしくお願い申し上げます。